

議会運営委員会

令和2年4月16日
委員会室

1 開会

2 配付資料の確認

3 協議事項

(1) 新型コロナウィルス感染症に係る議会対応について

(2) 政務活動費について

(3) 議会運営委員会・議員協議会決定事項について

(4) その他

① 新旧対照表方式について

② タブレット端末への「ZOOM」のダウンロードについて

4 その他

1 北播磨管内（篠山市・丹波篠山市を含む）での感染が継続している場合の取扱い

※ 緊急事態宣言継続の有無も考慮して検討する。

■ 6月定例会日程関係

No. 1

日 程	内 容	取 扱 い (たたき台)
6月1日（月）	議会運営委員会	・傍聴は遠慮願う。
6月4日（木）	議案説明会	★説明員と一定の距離を開ける。
6月8日（月）	議員協議会	・理事者報告があれば説明員との一定の距離を開ける。
	本会議第1日	★常時出席者の取扱いの検討
	①議案説明	特別職・提案説明部長・議事担当
	議案審査資料請求調整会議	・議員間の一定の距離を開ける。
6月9日（火）	議案質疑通告締切	—
6月11日（木）	定期監査質疑通告締切	—
6月12日（金）	本会議第2日	★常時出席者の取扱いの検討
	①議案質疑	特別職・答弁部長・議事担当
	②委員会付託	—
6月15日（月）	総務産業常任委員会	★委員長はスムーズな運営を行う。 (例)質疑事項の事前集約
	①議案審査	・担当部署の入替を細目に行う。
	②調査事項	・陳情審査時の説明員は少数で対応
	③定期監査報告質疑	—
	④事務事業評価対象事業報告	—
6月16日（火）	文教民生常任委員会	★ 同 上
	①議案審査	・同上
	②調査事項	—
	③事務事業評価対象事業報告	—
6月17日（水）	予算常任委員会	★ 同 上
	①補正予算審査	・同上
6月18日（木）	(常任委員会予備日)	—
6月19日（金）	一般質問通告締切	★前回は文書質問
6月22日（月）	討論通告締切	—
	(議会運営委員会)	—
6月25日（木）	議員協議会	—
	本会議第3日	★前回は特別職と議事担当
	①委員長報告	★前回は報告書配布のみ（説明割愛）
	②委員長報告に対する質疑	★暫時休憩とならない方法の検討
	③討論	★効率的な討論実施方法の検討
	④採決	—
	⑤一般質問	★ 同 上

■ 6月定例会日程関係

No. 2

日 程	内 容	取 扱 い (たたき台)
6月26日（金）	本会議第4日	★前回は使用せず
	①一般質問	★前回は使用せず
6月29日（月）	本会議予備日	—
6月30日（火）	議会運営委員会	★委員長はスムーズな運営を行う。

※ 緊急事態宣言後の動向を踏まえ、次回議会運営委員会（5月7日）に結論をお願いすることとし、各会派等事前に協議をお願いします。

■初常任委員会日程関係

【初常任委員会】

- ・会議は開催せず、常任委員会資料と部長説明資料を配布する。
- ・各議員から文書による質疑を提出し、文書回答による対応とする。
(文書質疑及び文書回答の提出期限は、発生時期及び感染状況等に応じて正副議長・理事者間で協議をして決定する。)

※ 会議の効率化を図るため、今回から各部の職員数及び各課の業務概要の説明は割愛し、主要課題等に関する部長説明資料を配布いたします。

2 西脇市内で感染が発生した場合の取扱い

※ 緊急事態宣言継続の有無も考慮して検討する。

【本会議】

- ・どの段階であっても一旦休会して、その状況を踏まえて取扱いを検討する。
- ・その際、議案審査と議決を前提に協議する。
(素案は、正副議長・議会運営委員会正副委員長が協議して、速やかに作成し、議会運営委員会で決定する。)

【初常任委員会】

- ・会議は開催せず、常任委員会資料と部長説明資料を配布する。
- ・各議員から文書による質疑を提出し、文書回答による対応とする。
(文書質疑及び文書回答の提出期限は、発生時期及び感染状況等に応じて正副議長・理事者間で協議をして決定する。)

政務活動費の議員1人あたりの交付月額（平成30年12月31日現在）

都道府県名	市名	住民基本台帳の人口	政務活動費の交付月額	政務活動費の交付年額	議員報酬月額
兵庫県	神戸市	1,536,861	380,000	4,560,000	930,000
兵庫県	姫路市	538,488	85,000	1,020,000	685,000
兵庫県	尼崎市	463,186	100,000	1,200,000	640,000
兵庫県	明石市	302,853	80,000	960,000	602,000
兵庫県	西宮市	488,244	120,000	1,440,000	687,000
兵庫県	洲本市	44,028	12,500	150,000	390,000
兵庫県	芦屋市	96,021	70,000	840,000	591,000
兵庫県	伊丹市	203,261	60,000	720,000	584,000
兵庫県	相生市	29,666	12,000	144,000	386,000
兵庫県	豊岡市	82,043	10,000	120,000	360,000
兵庫県	加古川市	265,716	70,000	840,000	558,000
兵庫県	たつの市	76,909	20,000	240,000	404,000
兵庫県	赤穂市	47,839	22,000	264,000	375,000
兵庫県	西脇市	40,902	3,708	44,496	370,000
兵庫県	宝塚市	225,199	80,000	960,000	587,000
兵庫県	三木市	77,873	10,000	120,000	423,000
兵庫県	高砂市	91,159	25,000	300,000	522,000
兵庫県	川西市	158,003	60,000	720,000	570,000
兵庫県	三田市	112,786	45,000	540,000	485,000
兵庫県	加西市	44,491	8,333	99,996	350,000
兵庫県	丹波篠山市	41,968	20,000	240,000	350,000
兵庫県	養父市	23,723	5,000	60,000	310,000
兵庫県	丹波市	64,691	10,000	120,000	330,000
兵庫県	南あわじ市	47,552	12,500	150,000	346,500
兵庫県	朝来市	30,689	10,000	120,000	324,000
兵庫県	淡路市	44,075	12,500	150,000	346,500
兵庫県	宍粟市	38,012	15,000	180,000	346,000

西脇市 3,708円 三木市 10,000円 加西市 8,333円 丹波篠山 20,000円 養父市 5,000円 丹波市 10,000円 朝来市 10,000円 宍粟市 15,000円

項目	内容	項目	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	主な例
研究研修費	1 会派及び議員が研究会、研修会を開催するために必要な会場借上料及び講師謝金 2 他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために必要な出席者負担金・会費、交通費（鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃をいう。以下同じ。）、宿泊料及び当該経費に係る振込手数料	調査研究費	会派が行う市の事務、地方行政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費	会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費（会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等）	議員が行う市の事務、地方行政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費	議員が行う市の事務、地方行政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費（調査委託費、交通費、宿泊費、資料代等）	行政施策に関する調査研究及び調査委託に要する経費（調査委託費、交通費、宿泊費、資料代等）	会派が行う市の事務、地方行政等に関する調査研究に要する経費（資料印刷費、交通費、宿泊費等）	会派等が行う市の事務、地方行政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費	資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等
調査旅費	会派及び議員の行う調査研究活動のために必要な国内の先進地調査又は現地調査に要する交通費及び宿泊料	研修費	会派が研修会を開催するためには必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費		議員が研修会を開催するためには必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費	団体等（政党団体は除く。）が開催する研修会、講演会等への議員の参加に要する経費（参加費、交通費、宿泊費、資料代等）	会派が研修会を開催するためには必要な経費、団体等が開催する研修会への参加に要する経費（講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等）	会派等が研究会、研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費	講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等	
資料購入費	会派及び議員の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費	資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費	会派が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費（印刷製本代、翻訳料、事務機器購入費、リース代等）	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費		会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費（印刷製本費、翻訳料、事務機器購入費、リース代等）	会派等が行う活動に必要な資料の作成に要する経費	印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等	
		資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費	会派が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費（書籍購入費、新聞雑誌購読料等）	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費		会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費（書籍購入費、有料データベース利用料等）	会派等が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費	書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等	
		広報費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費（広報紙、報告書印刷費、文書通信費、会場費等）	会派等が行う調査研究活動、議会活動及び市の政策等について住民に報告するためには必要な経費	議員が行う活動で、その内容を住民に報告するためには必要な経費	議会活動、会派活動等の広報活動に要する絏費（広報紙等印刷製本代、折込料、送料、事務用消耗品費等）	会派が行う活動、市政について住民に報告するためには必要な経費（広報紙・報告書印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等）	会派等が行う活動、市政について住民に報告するためには必要な経費	広報紙・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等
		広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費	会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費（会場費、印刷費）	会派等が住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費（会場費、印刷費、茶菓子代等）	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費		会派が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費（資料等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等）	会派等が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費	資料印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等
備考	1 交通費については、西脇市議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年西脇市条例第44号）の規定に基づき算出した額とする。 2 宿泊料については、1夜につき13,000円を限度とし、実費額とする。 3 次に掲げる経費に充ててはならない。 (1) 交際費的な経費 (2) 図書購入費を除き備品費的な経費 (3) 会派及び議員が発行する機関誌等に要する経費 (4) 党費その他政党活動に要する経費 (5) 各種団体等に対する補助及び慈善事業に要する経費 (6) 選挙活動に伴う経費	要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費				会派が要請、陳情活動を行うために必要な絏費（資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等）	会派等が要請、陳情活動を行うために必要な絏費	資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊料等	
		会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費		議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する絏費	市政に関する住民の要望、意見等を聴取するための各種会議に要する絏費（会場・機材借上費、講師の旅費及び謝金、資料印刷費等）	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する絏費（会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等）	会派等が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派等としての参加に要する絏費	会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等	
		人件費		会派等が行う調査研究その他の活動を補助する職員を雇用する絏費（給料、手当等）				会派等が行う活動を補助する職員を雇用する絏費	給料、手当、賞金等	
		事務所費		会派等が行う調査研究その他の活動に必要な事務所の設置、管理に要する絏費（事務所の賃貸料、維持管理費、備品・事務機器購入費、備品・事務機器リース代等）		調査研究に係る事務執行に必要な絏費（事務用消耗品、郵券料、書籍購入代、印刷費等）		会派等が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する絏費	事務所の賃借料、維持管理費、備品、文書通信費、事務機器購入、リース代等	
		その他の経費		上記以外の絏費		会派活動に必要な備品の購入に要する絏費				

今後取り組むべき課題（申し送りから抜粋）

■議会運営委員会で対応すべき事項

【今年度中に検討すべき事項】

- 1 議会選出の監査委員について①
 - ・まずは監査委員の仕事を理解するため勉強会の開催を検討する。
 - ・令和2年度の議員研修で実施予定
(令和元年10月18日議運、令和元年11月12日議員協)
- 2 議決事件について①
 - ・総合計画への認識を深める勉強会を行うこととし、その内容を検討する。
- 3 陳情審査のあり方について
 - ・陳情者との事前面談や情報収集方法等を検討する。
 - ・陳情審査での質疑や委員間討議が不十分であり、請願も含めて審査のあり方を検討する。
- 4 政務活動費の額の見直しについて
 - ・特別職報酬等審議会の「政務活動費の見直しの是非について検討されたい」との附帯意見を受け、増額する場合の額、開始時期、使途及び交付方法について、9月末を目途に議会運営委員会で協議する。
(令和2年2月19日議運、令和2年2月26日議員協)
- 5 所管事務調査について
 - ・調査項目は、各議員が日頃から問題意識を持ち、課題があることをピックアップして当該委員会で取り組む。
 - ・所管事務調査は、閉会中継続審査の申し出事項とし、当該委員長は会議規則の規定に基づき、議長へ調査内容等を報告する。
- 6 特定所管事務調査について
 - ・特定所管事務調査は解決すべき課題があり、委員会としてこれに対する強い問題意識がある場合に取り組むもので、問題等がない場合は無理に行う必要はないとの指摘を踏まえ、各会派等の議論を経て議会運営委員会で協議する。
 - ・各会派等の考え方や取扱い等の認識が異なるため、議会運営委員会で整理し協議する。

7 政策サイクルによる事務事業評価について

- ・事務事業評価は解決すべき課題があり、委員会として強い問題意識がある場合に取り組むべきもので、問題等がない場合は無理に行う必要はないとの指摘を踏まえ、各会派等の議論を経て議会運営委員会で協議する。
- ・各会派等の考え方や取扱い等の認識が異なるため、議会運営委員会で整理し協議する。
- ・評価を決算審査の議論（委員間討議）へ繋げることとする。

8 P P D C A サイクルについて

- ・各委員会の取組を進めるに当たり、当該調査及び事業等の実施期間、取組内容等を整理し、様式に記載して進行管理を行う。
- ・様式の記入は正副委員長が行う。

【次期改選までに検討すべき事項】

1 議長の常任委員会の所属について

- ・過去の議論により、現在、議長は常任委員会委員を辞任していることを踏まえ、緊急的な対応として次期改選までの間、議長に当該常任委員会委員に所属してもらい、改選後の取扱いはあらためて協議する。
(令和2年1月17日議運、令和2年2月10日議員協)

2 議会選出の監査委員について②

- ・2年間の在任期間中に、議会審議の充実や議会機能の向上に繋がっているか取組を検証する。
- ・また、次期監査委員に何を望むべきかも検討する。（廃止もあり得る。）

3 組合議会及び各種審議会について

(1) 都市計画審議会委員の選出

- ・地区割を撤廃した選出のあり方を次期選挙までに検討する。

(2) 北播衛生事務組合議員及び氷上多可衛生事務組合議員の選出

- ・令和元年12月の改選時は、現状の選出区分により選任することとし、次期選挙までに地区区分のあり方を検討する。

4 議決事件について②

- ・基本構想特別委員会の審査状況を踏まえ、総合計画基本計画を議決事件とするか検討する。他の計画についても検討する。

【その他】

1 参考人招致、公聴会及び専門的知見の活用について

- ・それぞれ実施方法等について、行政視察も含め調査検討する。

2 大学連携について

- ・現時点では、連携すべき課題やメリットなど具体的なイメージが共有できていないため研究課題とし、まずは資料収集から進める。

3 一般質問の通告書及び質問のあり方について

- ・通告書提出後、記載内容を訂正するケースが見受けられるため、通告書の記載内容及び聞き取りのあり方を議員間で話し合う。
- ・一般質問が確認のみで終わっているケースに加え、パフォーマンスとなっている点も見受けられる。一方、できるだけ多くの議員が一般質問をするべきとの見方もある。
- ・解決策として、議員が互いに注意し合うことで改善に繋げていく。
- ・一般質問は、市長と政策論議を深め、交わす場であり、現状確認で終わるのではない。議員はこのことを十分認識して行う。

(令和元年12月24日議運、令和2年1月14日議員協)

4 議場内の議員の呼称について

- ・議場内の議員の呼称は〇〇議員、委員会時は〇〇委員とする。

■ 広報広聴特別委員会で対応すべき事項

【今年度中に検討すべき事項】

1 広報広聴特別委員会・議会だより（技術等の向上）について

- ・市民の意向も踏まえて紙面に关心を持ってもらえるよう調査研究し、より良い広報となるよう工夫する。
- ・議会だよりのレイアウト力を高めるため実施すべき研修を検討する。

2 課題懇談会について

- ・当面は、女性や若者の意見を聞くこととする。具体的手法は広報広聴特別委員会で検討する。

3 高校生議会・女性議会等について

- ・まずは、青年団や商工会議所女性会、みらいえ活動グループ等を対象に懇談会や意見交換会を実施し、状況を見ながら女性・若者議会等の開催へ繋げる。

4 ポスト議場開放講演会について

- ・第10回をもって議場開放講演会は終了し、今後のあり方を広報広聴特別委員会で検討する。
- ・必要に応じて議会基本条例の一部を改正する。

5 議会だよりモニター制度について

- ・議会と市民の繋がり強化や議会のファンづくりなどの波及効果が期待されるため、議会だよりモニター制度を実施する。
- ・実施内容は、広報広聴特別委員会で検討する。
(令和元年12月24日議運、令和2年1月14日議員協)

6 主権者教育（高校生版議会報告会）について

- ・広報広聴特別委員会は、各学校と時間配分、報告内容、意見交換等の実施方法を調整する。
- ・広報広聴特別委員会は、主権者教育の趣旨や目的、先進地事例を踏まえ、西脇市議会としてあり方を検討する。
- ・近年他市議会で主権者教育の取組が活発化しており、成功事例の調査も検討する。
(令和元年12月24日議運、令和2年1月14日議員協)

令和2年4月16日

政務活動費の在り方について

令2年2月19日 議会運営委員会

- ・特別職報酬等審議会答申に、「政務活動費の見直しの是非について検討されたい。」との付帯意見が記載されたことを受け、議長から議会運営委員会に諮問があった。

- ・諮問内容

- 政務活動費の増額の是非

- ① 増額する場合の額の在り方について
 - ② 開始時期について
 - ③ 使途について
 - ④ 交付方法について

⇒議会運営委員会において9月末を目途に協議し、答申をまとめる。

令2年3月30日 議会運営委員会

- ・政務活動費に関する資料の提出
- ・各会派で協議を行うこととする。

一般質問の在り方について

令元年12月24日 議会運営委員会

- ・確認のみで終わった一般質問があった
- ・一般質問がパフォーマンスになっている。
- ・一方で、多くの議員が一般質問をする方が良いという考え方もあり、お互いに注意しあう以外に方法はないのではないか。

⇒これまでの議会運営委員会においても、「一般質問は市長と政策論議を交わす場であり部長への現状確認で終わるのではなく、これを踏まえて議論を深めることが望ましい」等、政策議論を行うことが既に決定している。このことを十分認識して一般質問を行うよう、特に留意を。

議選監査委員について

令元年10月15日 議会運営委員会

- ・議選監査委員の検証のポイント
 - ・議選監査委員を置くことが、議会の機能強化や議員の資質向上につながっているか。
 - ・次期監査委員に何を望むのか。
 - ⇒今回の決算審査意見書に対する質疑では、質疑と答弁がかみ合っていない。この取り組みにより、議選監査委員の役割の見える化が図れた。
 - ・監査委員になることで、これまで点で見ていた事柄を線で見られるようになった。との意見
 - ・議長から監査委員の仕事がどのようなものなのかを理解するため、勉強会を開催してはどうかの提案。
 - ⇒今後、検討する。

令元年11月22日 議会運営委員会

- ・委員から、決算審査意見書等に対する質疑を行うことが問題意識に繋がった。
- ・定期監査報告の指摘事項に対する補足説明を行えば、さらに議会機能の向上等につながるのではないかなどの意見。

定期監査に対する質疑（6月）

- ・平30年 6月 寺北議員・村井正議員
- ・令元年 6月 寺北議員・村井正議員・近藤議員

決算審査意見書に対する質疑（9月）

- ・平30年 9月 寺北議員
- ・令元年 9月 近藤議員・村岡議員・村井公議員・村井正議員

所管事務調査の課題の抽出について

令元年11月12日 議会運営委員会

- ・「当該常任委員会委員だけでなく、全議員で課題を出し合い、これを当該委員会で参考にしてはどうかの提案」に対しての意見
 - ・他の委員会の議員の提案が理解できるか
 - ・個々の議員が持っている課題解決のため所管事務調査を活用すべき
 - ・各会派で協議し、再度検討

令元年12月24日 議会運営委員会

- ・「調査事項の選定にあたり議員協議会の場で各議員からの意見を受け、それを参考にして常任委員会で調査事項を決定する」という方法について、各会派で検討し、改めて協議する

令2年1月12日 議会運営委員会

- ・調査事項の選定に当たっては、議員協議会で隨時提案を受け、それを参考に常任委員会で決定する。
- ・4月から所管事務調査を開始する。必要に応じて件数を増やす。

西脇市新旧対照表方式基本要領

1 趣旨

この要領は、新旧対照表方式による例規の改正等について、必要な事項を定めるものとする。

2 基本形式及び記載方法

基本形式は別記のとおりとし、記載方法は次のとおりとする。

- (1) 改正し、追加し、又は削除する箇所を含む条文ごとに記載する。
- (2) 改正前欄及び改正後欄の対応する条、項、号等については、同じ高さに揃える。
- (3) 改正する字句、追加する条、項、号等、削除する条、項、号等の下に下線を引く。この場合において、下線を引く部分は、原則として、一つの独立した意味をもつ字句等の単位で、必要最小限とする。
- (4) 条、項、号等を追加する場合は、追加する条、項、号等を改正後欄に記載し、改正前欄には「（新設）」と表示し、条、項、号等を削除する場合は、削除する条、項、号等を改正前欄に記載し、改正後欄には「（削る）」と表示する。この場合において「（新設）」及び「（削る）」の書出しの位置は、改正前欄又は改正後欄の条、項、号等の書出しの位置と合わせる。
- (5) 条、項、号等の繰上げ、繰下げ又は見出しのみを改正する場合は、条数等を記載の上、1字空けて「（略）」と表示のこと。
- (6) 改正を要しない項（第1項を除く。）、号等が2つ連続している場合は「・」で、3つ以上連続している場合は「～」で結び、1字空けて「（略）」と表示する。
- (7) 新旧対照表の最初及び最後の行は、1行空けるものとし、新旧対照表が複数ページとなる場合においても、2ページ目以降の新旧対照表の最初及び最後の行は、1行空ける。
- (8) 附則の記載方法は、改め文方式によるものとする。ただし、附則において、他の例規の改正を行う場合は、新旧対照表方式によるものとする。

3 附則等の改正

附則、表及び様式の改正については、前項の基本形式及び記載方法を準用する。この場合において、表を改正するときは、改正のない部分を「（略）」と表示しても支障がないときは、「（略）」と、改正のない項及び欄を結合して「（略）」と表示しても支障がないときは、結合した上で「（略）」と表示することができるものとし、様式を改正するときにおいても、改正のない部分を「（略）」と表

示しても支障がないときは、「（略）」と表示することができるものとする。

4 改め文方式による改正等

次に掲げる場合は、改め文方式によるものとする。

- (1) 例規を制定し、全部を改正し、又は廃止するとき。
 - (2) 施行期日を定める規則を制定するとき。
 - (3) 別表及び様式の改正を行う場合で、新旧対照表に収めることが困難なとき。
 - (4) 同一字句の改正を一括して行うとき。
 - (5) 一部事務組合の規約変更など、他の地方自治体に合わせて改正する必要があるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、新旧対照表方式による改正をすることにより改正内容が分かりにくくなるとき。

5 改め文方式との併用

本則、附則、別表及び様式に改正がある場合において、別表及び様式の改正が新旧対照表に収めることが困難なときは、第1条において新旧対照表方式により本則及び附則の改正を行い、第2条において改め文方式により別表及び様式の改正を行うものとする。

6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別記（第2項関係）

×××〇〇条例の一部を改正する条例

×○○条例(○○○年西脇市条例第○号)の一部を次のように改正する。

×次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

× × × 附 × 則

× (施行期日)

1 ×この条例は、〇〇〇年〇月〇日から施行する。

× (経過措置)

2 ×〇〇〇〇。

備考

- 1 A4版横置き横書き、文字サイズはMS明朝12ポイントとする。ただし、新旧対照表中の文字のサイズは、MS明朝10.5ポイントとする。
- 2 書式設定については、市書式を基本とし、新旧対照表内については、文字間隔を「狭く（0.8pt）」、行間及び間隔を「固定値（11pt）」に設定する。
- 3 「×」は、空白にする字数を示す。

議案第54号

西脇市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年8月30日

西脇市長 片山象三

(理由)

水道法の改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定の更新に関する手数料を定める必要があるため。

西脇市水道事業給水条例の一部を改正する条例

西脇市水道事業給水条例（平成17年西脇市条例第171号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項中「第5条」を「第6条」に改める。

別表第2の指定給水装置工事事業者指定手数料の項の次に次のように加える。

指定給水装置工事事業者指定更新手数料	1件につき	10,000円
--------------------	-------	---------

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

西脇市水道事業給水条例の一部を改正する条例

西脇市水道事業給水条例（平成17年西脇市条例第171号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																								
<p>(給水装置工事の施行)</p> <p>第7条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、給水装置の構造を水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）<u>第6条</u>に定める基準に適合させなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>別表第2（第37条関係）</p> <p style="text-align: center;">手数料</p> <table border="1"><thead><tr><th>種別</th><th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td></tr><tr><td>指定給水装置工事事業者指定手数料</td><td></td><td>1件につき</td><td>10,000円</td></tr><tr><td>指定給水装置工事事業者指定更新手数料</td><td></td><td>1件につき</td><td>10,000円</td></tr><tr><td>指定給水装置工事事業者証交付手数料</td><td></td><td>1件につき</td><td>700円</td></tr><tr><td>各種証明手数料</td><td></td><td>1件につき</td><td>250円</td></tr></tbody></table> <p>別表第2（第37条関係）</p> <p style="text-align: center;">手数料</p> <table border="1"><thead><tr><th>種別</th><th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td></tr><tr><td>指定給水装置工事事業者指定手数料</td><td></td><td>1件につき</td><td>10,000円</td></tr><tr><td colspan="4" style="text-align: center;">(新設)</td></tr><tr><td>指定給水装置工事事業者証交付手数料</td><td></td><td>1件につき</td><td>700円</td></tr><tr><td>各種証明手数料</td><td></td><td>1件につき</td><td>250円</td></tr></tbody></table>	種別	区分	単位	金額	(略)				指定給水装置工事事業者指定手数料		1件につき	10,000円	指定給水装置工事事業者指定更新手数料		1件につき	10,000円	指定給水装置工事事業者証交付手数料		1件につき	700円	各種証明手数料		1件につき	250円	種別	区分	単位	金額	(略)				指定給水装置工事事業者指定手数料		1件につき	10,000円	(新設)				指定給水装置工事事業者証交付手数料		1件につき	700円	各種証明手数料		1件につき	250円	<p>(給水装置工事の施行)</p> <p>第7条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、給水装置の構造を水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）<u>第5条</u>に定める基準に適合させなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>別表第2（第37条関係）</p> <p style="text-align: center;">手数料</p> <table border="1"><thead><tr><th>種別</th><th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td></tr><tr><td>指定給水装置工事事業者指定手数料</td><td></td><td>1件につき</td><td>10,000円</td></tr><tr><td colspan="4" style="text-align: center;">(新設)</td></tr><tr><td>指定給水装置工事事業者証交付手数料</td><td></td><td>1件につき</td><td>700円</td></tr><tr><td>各種証明手数料</td><td></td><td>1件につき</td><td>250円</td></tr></tbody></table>	種別	区分	単位	金額	(略)				指定給水装置工事事業者指定手数料		1件につき	10,000円	(新設)				指定給水装置工事事業者証交付手数料		1件につき	700円	各種証明手数料		1件につき	250円
種別	区分	単位	金額																																																																						
(略)																																																																									
指定給水装置工事事業者指定手数料		1件につき	10,000円																																																																						
指定給水装置工事事業者指定更新手数料		1件につき	10,000円																																																																						
指定給水装置工事事業者証交付手数料		1件につき	700円																																																																						
各種証明手数料		1件につき	250円																																																																						
種別	区分	単位	金額																																																																						
(略)																																																																									
指定給水装置工事事業者指定手数料		1件につき	10,000円																																																																						
(新設)																																																																									
指定給水装置工事事業者証交付手数料		1件につき	700円																																																																						
各種証明手数料		1件につき	250円																																																																						
種別	区分	単位	金額																																																																						
(略)																																																																									
指定給水装置工事事業者指定手数料		1件につき	10,000円																																																																						
(新設)																																																																									
指定給水装置工事事業者証交付手数料		1件につき	700円																																																																						
各種証明手数料		1件につき	250円																																																																						

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

タブレット端末への「ZOOM」のダウンロードについて

・理事者側（秘書広報課）の見解（令和2年4月3日確認）

各議員に貸与しているタブレット端末（iPad）は当初から周知しているとおり例規集を閲覧するためのものであり、市（行政）のネットワークに接続している端末を自宅等の外部ネットワークに接続することによる情報漏えいやウイルス感染のリスク等の観点から、使用は府内（＝府内LANに接続した状態）のみとしている。

Zoho connect（以前使用していたサイボウズも同様）の使用目的は、府内の委員会等の会議や打合せの際の資料閲覧であったことから問題はなかった。しかし、今回のZOOMの使用目的は、自宅でのWEB（インターネット）会議であり、禁止している外部ネットワークへの接続に該当することから、端末へのアプリのダウンロードは許可できない。

○結論

貸与されているタブレット端末へのダウンロードは不可のため、議員個人所有のパソコン又はスマートフォンでの使用となる。